

議案第20号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「社会保険各法の規定による」を「社会保険各法の」に改める。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。